議事（１）

検討体制について

令和８年熊本地震への対応（検討体制）

○ 熊本地震等により被災した公共土木施設等に係る復旧・復興工事を円滑に進めるため、各地域の施工体制の確保等に係る課題に対し、関係者間において情報共有や対応策の検討を行う。

○ また、各課題等に機動的に対応し、取組の実効性を高めるため部会を設置する。

■情報連絡会議の概要

令和８年熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議

➢ **検討内容及び体制の確認、建設産業の課題への対応、**
発注計画の共有･発注情報の一元化、資機材等の課題への対応　等

【構成】**議長：熊本県土木部長**、**副議長：九州地方整備局企画部長**
九州地方整備局（部・事務所）、九州農政局（部・事務所）、
熊本県（県庁、出先機関）、関係市町、熊本県内関係建設業団体

発注計画部会(国･県)	連携	発注計画部会(県･市町村)	積算部会
➢ 国･県における発注計画の確認等		➢ 県･市町村における発注計画の確認等	➢ 復旧･復興工事における積算等
部会長：九州地方整備局 技術開発調整官		**部会長：熊本県 土木技術管理課長**	**部会長：九州地方整備局 技術調整管理官**

※必要に応じて、部会は追加

令和８年熊本地震への対応（検討体制）

○ 情報連絡会議の構成員については、今回地震の被災状況等を踏まえ次の通りとする。

○ なお、その他の関係機関に対しては、九州地方整備局、熊本県、熊本県建設業協会から会議結果等の情報共有を行う。

■ 構成員

● 国土交通省九州地方整備局

- 企画部、建政部、営繕部、港湾空港部
- 熊本河川国道事務所、八代河川国道事務所、川辺川ダム砂防事務所、八代復興事務所、熊本営繕事務所、熊本港湾・空港整備事務所

● 農林水産省九州農政局

- 農村振興部
- 土地改良技術事務所

● 熊本県

- 土木部、農林水産部
- 県南広域本部、宇城地域振興局

● 市町

- 八代市、宇土市、宇城市、美里町、氷川町

● 建設業団体

- 熊本県建設業協会（本部、宇城支部、八代支部）、熊本県生ｺﾝｸﾘｰﾄ工業組合、熊本県ｱｽﾌｧﾙﾄ合材協会、西日本建設保証(株)熊本支店、熊本県測量設計ｺﾝｻﾙﾀﾝﾂ協会、熊本県解体工事業協会、熊本県地質調査業協会

■ 情報共有体制

- **九州地方整備局**
- **熊本県**
- **熊本県建設業協会**

⇒ **構成員以外の関係機関等へ情報共有**

令和８年熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議規約（案）

（名称）

第１条　本会議は、「令和８年熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議（以下、「情報連絡会議」という。）」と称する。

（目的）

第２条　情報連絡会議は、令和８年熊本地震等により被災した公共土木施設等に係る復旧・復興工事を円滑に進めるため、各地域の施工体制の確保等に係る様々な課題に対し、関係者間において情報共有や対応策の検討を行うことを目的とする。

（協議事項）

第３条　情報連絡会議は、下記事項について協議する。

（１）　復旧・復興工事に関する発注計画の共有

（２）　建設産業の現状と課題の共有

（３）　建設資機材や労働力の確保に関する現状と課題の共有

（４）　適正な発注について

（５）　発注情報の一元化

（６）　その他、情報連絡会議で必要と認める事項

（組織）

第４条　情報連絡会議は、熊本県及び国土交通省九州地方整備局で主催する。

２　構成員は別表１に掲げるとおりとする。

（役員）

第５条　本会議に、次の役員を置く。

議　長　１名

副議長　１名

（役員の選任）

第６条　議長は、熊本県土木部長をもって充てる。

２　副議長は、国土交通省九州地方整備局企画部長をもって充てる。

（役員の職務）

第７条　議長は、本会議の会務を統括する。

２　副議長は、議長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

（会議の開催）

第８条　情報連絡会議は、議長が必要に応じて開催する。

２　議長が必要があると認める際は、関係者を情報連絡会議に出席させることができるものとする。

（部会の設置）

第９条　情報連絡会議は、次に掲げる事項について検討を行うため、部会を置く。なお、部会長は、議長が任命する。

（１）　発注計画に関する事項

（２）　積算に関する事項

（３）　その他復旧・復興工事に関する事項

２　部会長は、必要に応じて関係者を部会に出席させることができる。

３　部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

４　部会長は、適宜その検討結果を情報連絡会議に報告しなければならない。

（事務局）

第１０条　情報連絡会議の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局は、熊本県土木部監理課、九州地方整備局企画部技術管理課に置くものとする。

（その他）

第１１条　この会則に定めるもののほか、情報連絡会議の運営に必要な事項は、情報連絡会議において協議のうえ定める。

附　則

この会則は、令和　　年　　月　　日から施行する。

別表1　　構成員（案）

各機関、団体等	部局、部署等	構成員
国土交通省	九州地方整備局　企画部	企画部長
	九州地方整備局　企画部	技術調整管理官
	九州地方整備局　企画部	技術開発調整官
	九州地方整備局　災害対策マネジメント室	災害対策マネジメント室長
	九州地方整備局　建政部	建政部長
	九州地方整備局　建政部	建設産業調整官
	九州地方整備局　営繕部	営繕品質管理官
	九州地方整備局　港湾空港部	港湾空港部長
	九州地方整備局　港湾空港部	事業計画官
	熊本河川国道事務所	所長
	八代河川国道事務所	所長
	川辺川ダム砂防事務所	所長
	八代復興事務所	所長
	熊本営繕事務所	所長
	熊本港湾・空港整備事務所	所長
農林水産省	九州農政局　農村振興部	設計課長
	土地改良技術事務所	所長
熊本県	土木部	土木部長
		政策審議監
		監理課長
		土木技術管理課長
	農林水産部	農村振興局長
		農林水産政策課長
		技術管理課長
	県南広域本部	土木部長
		農林水産部長
	宇城地域振興局	土木部長
		農林部長
県内市町村	八代市 宇土市 宇城市 美里町 氷川町	土木主管担当課長、農林水産主管担当課長、契約主管課長のうち、市町村長が指名する者
建設産業団体	（一社）熊本県建設業協会	会長
	（一社）熊本県建設業協会　宇城支部	支部長
	（一社）熊本県建設業協会　八代支部	支部長
	熊本県生コンクリート工業組合	理事長
	熊本県アスファルト合材協会	会長
	西日本建設業保証（株）　熊本支店	支店長
	熊本県測量設計コンサルタンツ協会	会長
	熊本県解体工事業協会	代表理事
	熊本県地質調査業協会	理事長

※今後、構成員は必要に応じて追加されることもあり得る

別表2　　部会（案）

部会名	機関、部署等	部会長
発注計画部会（国・県）	国土交通省九州地方整備局　企画部	技術開発調整官
発注計画部会（県・市町村）	熊本県土木部	土木技術管理課長
積算部会	国土交通省九州地方整備局　企画部	技術調整管理官

※今後、部会は必要に応じて追加されることもあり得る